

## 技能に生きる喜びを —技能検定を実施—

新潟県技能検定協会では、昭和四十九年度前期技能検定を六月から九月にかけて実施します。

この技能検定は、それぞれの職種ごとに一級と二級とに分かれ合格者には一級の場合労働大臣より二級の場合県知事より合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。

検定要領のあらましは次のとおりですが、詳しいことは市役所産業課(二階)に照会ください。  
受付期間 五月七日から五月二十一日まで。

実施職種 板金・織機調整・木工・左官・塗装など一職種四二作

## 郵便 婦人モニターを募集

—栃尾郵便局—

郵政省では、昭和四十九年度の郵便貯金婦人モニターを募集します。郵便貯金婦人モニターは、郵便貯金、振替などの業務について制度や取扱内容に対して直接意見を聞き業務内容の改善やサービス向上に役立てるため、昭和三十

十八年度から始めたものです。募集要領は次のとおりです。依頼事項 郵政省から任期中三回程度のアンケートをお願いするほか随時意見、要望を出していただきます。

応募資格 郵便貯金を利用して二十才以上の女性  
任期 依頼の日(七月一日)から昭和五十年三月末日まで  
謝礼 三千元と記念品  
応募方法 郵便はがきに住所(郵便番号も)氏名、年令、電話番号、応募の動機又は貯蓄に関する感想、各種モニターの経験の有無を書いてお近くの郵便局へ送ってください。  
応募締切 五月三十一日

実施場所 新潟市・長岡市・上越市の三会場を実施する。  
受験資格 ①一級 ②二級 ③三級 ④四級 ⑤五級 ⑥六級 ⑦七級 ⑧八級 ⑨九級 ⑩十級 ⑪十一級 ⑫十二級 ⑬十三級 ⑭十四級 ⑮十五級 ⑯十六級 ⑰十七級 ⑱十八級 ⑲十九級 ⑳二十級 ㉑二十一年級 ㉒二十二年級 ㉓二十三年級 ㉔二十四年級 ㉕二十五年級 ㉖二十六年級 ㉗二十七年級 ㉘二十八年級 ㉙二十九年級 ㉚三十年級 ㉛三十一年級 ㉜三十二年級 ㉝三十三年級 ㉞三十四年級 ㉟三十五年級 ㊱三十六年級 ㊲三十七年級 ㊳三十八年級 ㊴三十九年級 ㊵四十年級 ㊶四十一年級 ㊷四十二年級 ㊸四十三年級 ㊹四十四年級 ㊺四十五年級 ㊻四十六年級 ㊼四十七年級 ㊽四十八年級 ㊾四十九年級 ㊿五十年級

総合職訓練校修了者—高卒六年・中卒九年 高等職訓練校修了者—高卒六年・中卒八年  
①一級以上実務経験者  
②二級以上実務経験者—高卒一年・中卒二年 総合職訓練校修了者—高卒〇年・中卒一年 高等職訓練校修了者〇年

## 労働通信教育 受講者募集

日本労働協会では、労働問題や労使関係について労働者、使用者および一般市民に理解と良識を深めてもらうため、昭和49年度労働通信教育講座の受講者を募集しています。

講座は、基本コースと専門コースに分けられ、講座内容はそれぞれ下表のとおりです。受講を希望される方のために「受講案内」を市役所総務課に用意してあります。

### 基本コース

区分	講	師
労使関係	日本労働協会会長 一橋大学名誉教授	中山伊知郎
労働組合	東京大学名誉教授	大河内一男
労働法	東京大学名誉教授 上智大学教授	有泉 享
労働市場・賃金	東京大学名誉教授	有沢 広巳
労務管理	慶応義塾大学教授	森 五郎
労働福祉 社会保険	大阪府立大学 名誉教授	近藤 文二

### 専門コース

区分	講	師
賃金論	法政大学教授	舟橋 尚道
賃金制度	法政大学助教授	嶺 学
賃金政策	日本労働協会 主任研究員	小野 恒雄
賃金管理	日本賃金研究センター 研究主任	楠田 丘
定年制・退職金	レバナー コンサルタント	古川 昇
労働時間	ILO東京支局次長	高橋 武

講座期間 昭和49年7月～昭和50年3月まで  
募集期間 昭和49年4月1日～6月30日まで  
受講料 1コース 4,800円  
テキスト AS判 120頁程度 1コース7冊 (うち1冊は副読本)

## 諏訪神社大祭

▽永い雪との戦いがおわって、春のおせい栃尾にもよう…△  
▽やく春の息吹を感じる季節。諏訪神社大祭(四月二十…△  
▽六・七日)は、待ちこがれた春をはだで感じさせる行…△  
▽事です。市内全域から集まった人たちは、春耕のはじ…△  
▽…まるまでのつかの間を、祭り見物に興じていました。…△

### お知らせ

市民会館完成……………2  
刈谷田川ダム昭和五十三年完成予定……………3  
二級障害者にも障害福祉年金……………4  
新潟県知事選挙結果……………5  
とちおと人物(物語)……………6  
公民館のページ……………6  
お知らせ……………7  
……………8



## 今月の市税

▷固定資産税  
▷軽自動車税  
納期5月31日

(3月末日現在)

世帯数	7,678
男	16,243
女	17,290
計	33,533

職業訓練指導員試験を行います (くわしいことは市役所産業課に)  
締め切りは5月30日 (課におたずねください。)

## 行政相談日

▽とき 五月二十四日  
午前十時から  
午後三時まで  
▽ところ 市役所市民相談室  
なんでも気軽ににご相談ください

# 市民会館完成

## は6月1日

さる昭和四十七年十一月着工し建設工事を進めてきた「市民会館」が完成し、きたる六月一日開館します。

市民会館建設の市民要望は、市制施行直後の昭和三十一年にさかのぼりますが、その間いろいろの事情でのびのびになっていたもので、昭和四十三年、明治百年記念事業の一つとして具体化したものです。

市では、さる四十七年に西谷地区開発センターを建設、その後上塩谷に塩谷地区開発センター、東谷地区に克雪センターを建設するなどして、積極的に地域コミュニティ施設の整備に努めてきました。



▲ 完成した市民会館全景  
白で統一されたスマートな外観。整備された施設設備とあいまって、文字どおり市民の憩の場に。



〔開館時間〕 月・火・木・金  
土・日曜日 午前九時から午後十時まで  
〔休館日〕 国民の祝日、国民の祝日の翌日、年末年始は市役所の休日に準じます。また、国民の祝日が水曜日にあたるときはその翌日、国民の祝日が土・日曜日にあたるときはその翌々日。

毎週水曜日と国民の祝日の翌日、年末年始は市役所の休日に準じます。また、国民の祝日が水曜日にあたるときはその翌日、国民の祝日が土・日曜日にあたるときはその翌々日。

結婚式場  
幸せな人生のスタートを願って……  
この式場の外に宴会場、着付室(2室)、控室(2室)、準備室、写場などが整えられています。

大ホール  
広い舞台と六四二の固定席。冷暖房、照明、音響装置が完備され、市内で初めての本格的な演芸、音楽会、映画会、講演会などの多目的に利用できるようにしました。



# 市民会館

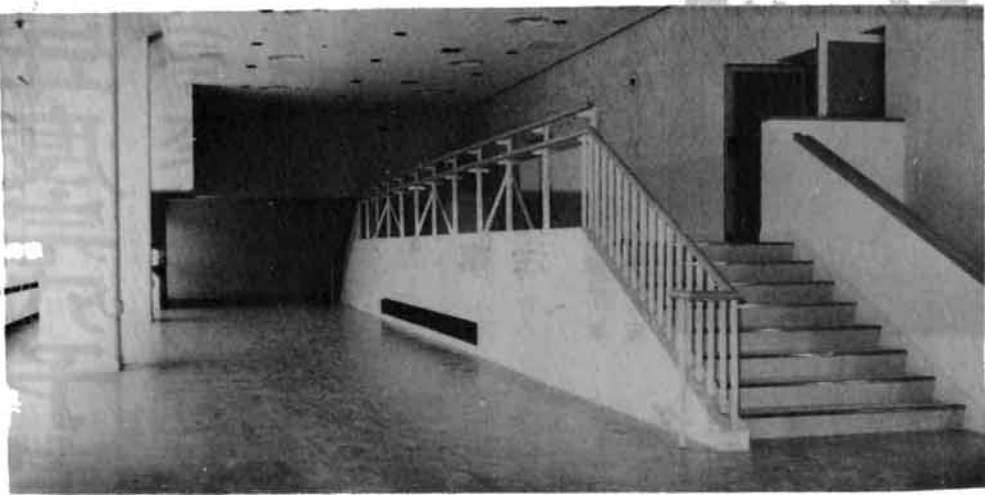
## オープン

が、市民会館の完成で一応計画した四地区に全部整うことになりました。

この会館は、講演会、演劇、芸能、音楽会などに利用できる大ホール、作品展などのための小ホール・展示ホール、各種会議のための会議室などのほか、結婚式のための式場・宴会場・写真撮影場・着付室などが整備され、文字どおり市民共有の施設です。

建物は、鉄筋コンクリート三階建てで総工費は附属設備費を含めて三億一千余万円、建物は鋼植木組が施行しました。

会館の概要と利用の手続きなどをお知らせします。

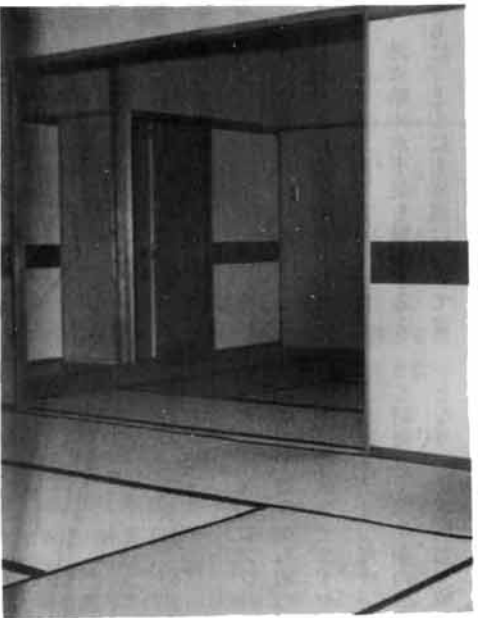


〔利用手続き〕 利用希望者は会館に備えてある「市民会館使用承認申請書」に必要なことがらを記入して、使用希望日の五日前までに使用料を添えて提出してください。使用当日は、市

が交付した「市民会館使用承認書」を係に提出してください。

ご案内

ホワイエ  
明るい玄関ホールとして市民の談話室、展示ホールに利用できます。



▲ 控室 三階にしつらえられた控室は10畳2間でつけられるようになっています。

### 市民会館使用料

種別	使用時間	(単位円)					
		午前	午後	夜間	午前	午後	全日
		午前9時~正午迄	午後1時~午後5時迄	午後6時~午後10時迄	午前9時~午後5時迄	午後1時~午後10時迄	午前9時~午後10時迄
一階	大ホール	平日 6,000	8,000	10,000	14,000	18,000	24,000
	土・日曜日・休日	8,000	10,000	12,000	18,000	22,000	30,000
二階	ステージ	800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
	ホワイエ及び展示ホール	1,000	1,200	1,400	2,200	2,600	3,600
三階	第1 茶屋	200	300	400	500	700	900
	第2 茶屋	200	300	400	500	700	900
二階	小ホール	1,000	1,200	1,400	2,200	2,600	3,600
	会議室	800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
三階	梅の間(和室)	800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
	宴会場	平日 2,000	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000
三階	土・日曜日・休日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
	松の間(控室)	500	600	700	1,100	1,300	1,800
三階	竹の間(控室)	500	600	700	1,100	1,300	1,800
	結婚式場	1回(2時間以内)		1,000			
三階	写真撮影場	1回(2時間以内)		400			
	第1 着付室	1回(3時間以内)		200			
三階	第2 着付室	1回(3時間以内)		200			

(備考)  
1 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。  
2 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。  
3 附属設備等(舞台大道具、舞台音響設備、舞台照明設備、ピアノ、映写機)などの使用料は、別に徴収する。



# 刈谷剛弘 昭和53年度完成予定

## 生活用水確保のダム建設

生活用水をはじめ、農業・工業用水を確保し、洪水による被災を防ぐ多目的ダム県営刈谷田川ダムは本年度着工されますが、この工事を直接担当する刈谷田川開発事務所が旧栃堀小学校の一部を模倣替えて、さる四月一日開所しました。

刈谷田川開発事務所は庶務課と工事課に分けられ、工事課の中に



### ダム本体工事 今年中に発注

ことし予定している事業は、事業費三億六千万円で、昨年からの

はダム係と工務係があります。所員は十六名で、内三名は長岡土木事務所員が兼務となっています。

施している資材輸送道路の完成をはかるとともに、ダム建設地点より上流の道路のうち、ダムが完成して湛水すると埋没する道路のつけかえ工事を行います。

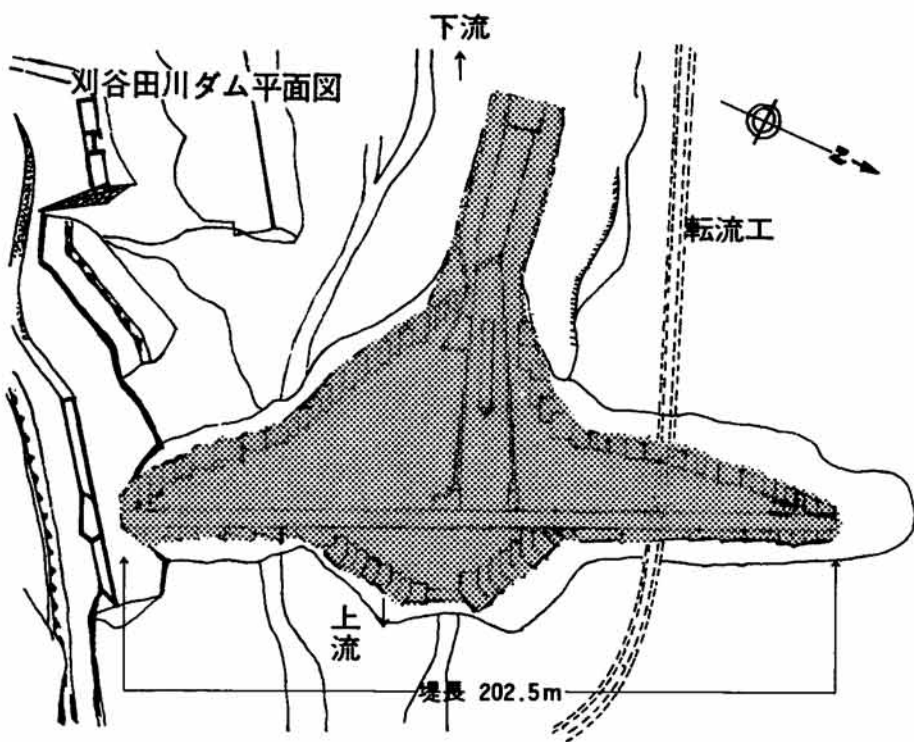
また、転流工(ダム工事中、ダムの建設現場に水が流れないようにするため水の流れを変更する工事)として、トンネル三百十メートルを掘削します。ダム本体については、ことし中に実施設計を完了して発注することとしています。

### ダムの供用開始は 昭和五十四年四月

建設するダムは、重力式コンクリートダムで、提高八三・五メートル、堤長二二二・五メートルです。

ダムの集水面積は二十四平方メートル、湛水面積は〇・二三平方メートル、貯水量は四百四十五万トン、有効貯水量は四百十五万トンです。

このダムの完成により、洪水調節として洪水期間(六月十五日～九月三十日)において、毎秒百七十トンの流量調節を行うことができ、昭和三十九年の水害後刈谷田川の大改修が行われたこととあわ



せて、栃尾市をはじめ流域市町村は水害の危機から守られることとなります。

また、本市の都市用水(上水道・工業用水)として、毎日三万六千九百トンの取水ができるようになり、渇水期の水不足を解消するとともに、とくに上水道については今後給水区域を広げることにも可能

となり、需要にこたえられるようになります。

ダム本体のコンクリート打設は昭和五十年から始め、五十三年中に完成させますが、ダムの湛水は昭和五十三年十月頃から始め、昭和五十四年春の融雪水で満水となり、供用開始を昭和五十四年四月一日としています。

## 2級障害者にも 障害福祉年金 該当者は裁定請求書の提出を

昨年十二月国民年金特集号で二級障害者にも障害福祉年金が支給されることについてお知らせしましたが、実施の時期が「昭和四十九年三月一日」と政令で定められ、四月から支給が開始されることになりました。これまでは障害福祉年金の支給は、一級の障害者に限られておりましたが、今回の改正で比較的軽い二級の障害者にも支給されることになったのです。

障害福祉年金は、国民年金に加入する前に障害があったり、国民年金に加入してまもなく障害者となったために、一定期間の保険料

が納められなかったため、提出制の障害年金をうけられない場合などに支給されるもので、受給要件は次のとおりです。下表の一級または二級の障害者もつ次の人

### 国民年金加入前の障害

- 1 昭和三十六年四月一日以前に初診日(初めて医師に診てもらった日)のある傷病により障害者となったとき。
- 2 二十歳になる以前に初診日のある傷病により障害者となったとき。

### 国民年金に加入中の障害

国民年金に加入中に初診日のある傷病により障害者になったが加入期間(保険料の滞納がないこと)が短いため提出制の障害年金がうけられないとき。

### 国民年金脱退後の障害

大正五年四月一日前に生れた人で、国民年金の被保険者でなくなった後に初診日のある傷病により障害者となったとき。(ただし一定の期間があり、保険料を滞納していないこと)

### 高齢者の障害

明治四十四年四月一日前に生れた人が、昭和三十六年四月一日以後に初診日のある傷病により障害者となったとき。

支給の制限 昨年十二月一日付広報とちお国民年金特集号参照

なお今回の改正に伴って経過規定が設けられ、既に二級障害者もっているつぎのような人が新たに障害福祉年金がうけられます。前に述べた受給要件に該当しておりつぎの全てにあてはまっています。

- 一 昭和四十九年三月一日に二十歳から六十九歳であること。
- 二 その傷病の疾病認定日(障害の程度を認定する日)が、昭和四十九年三月一日以前であること。
- 三 昭和四十九年三月一日に別表の障害に該当していること。
- 四 その傷病の初診日に他の年金制度に加入していたり、これらの制度から遺族年金以外の年金をうけられる者でなかったこと。

申請の方法 障害福祉年金裁定請求書に福祉年金診断書(用紙は市民課にあります)住民票抄本・障害者手帳のあるかたはそれも添えて請求してください。

## 障害年金をうけられる廃疾の状態の例

### 1級障害年金の例

- ①両眼の視力の和が0.04以下(メガネをかけてもほとんど見えない人)
- ②両耳の聴力損失が90デシベル以上(耳がまったく聞こえない人)
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの(シャツの着脱ができなかったり、くつ下をはけないような状態の人)
- ④両上肢のすべての指の機能に著しい障害を残すもの(指があってもないと同様の人)
- ⑤両下肢の機能に著しい障害を有するもの(松葉杖などの補装具を使わないと歩けない人)
- ⑥身体の機能障害又は長期の安静を要する人(食事、用便など日常生活で常に他人の介護を必要とする状態の人)
- ⑦精神の障害があって、上記の廃疾と同じ程度の廃疾の人
- ⑧身体の機能の障害・症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が上記の廃疾の状態と同じ程度の廃疾の状態の人

### 2級障害年金の例

- ①両眼の視力の和が0.05以上0.08以下(メガネをかけてもぼんやりとしか見えない人)
- ②両耳の聴力損失が80デシベル以上(ほとんど聞えない人)
- ③音声や言語機能に著しい障害を残す人(ことばがしゃべれない状態)
- ④両上肢のすべての指のない人や指の機能に著しい障害を有する人(片手の指がすべてないか、あってもほとんどない同様の状態)
- ⑤一下肢の機能に著しい障害を有するもの(松葉杖などの補装具を使わないと歩くことが困難の人)
- ⑥体幹の機能に歩けない程度の障害がある人(からだ全体が歪曲したり、重度の障害で歩けない状態)
- ⑦身体の機能障害又は長期の安静を要する人(食事、用便など日常生活で時に他人の介護を必要とする状態)
- ⑧精神の障害があって、上記の廃疾の状態と同じ程度の廃疾の状態である人

とちおと人物(物語)

48

京都市文化財 保護の功労者

保科留次

保科留次先生は、尾西市の生まれで、青年時代は尾西市内の織物問屋「上金商店」に勤めておりました。

その後、加茂市の「真柄」という人と共に京都に「織物問屋」を開業しました。

開業当時は順調でしたが、大正末期の経済恐慌で倒産してしまいました。この苦難に堪えかねた共同経営者である真柄さんは自殺してしまいました。

負債総額は当時の金で三百万円にもなり、真柄さんの死で全額先生の責任となってしまいました。先生はこの負債整理のため寝食を忘れて奔走されましたが、債権者側は真柄亡きあと保科が会社資産の隠匿をたくらむのではないかと疑い、まるで先生を罪人扱いにして責めました。

初めはこの屈辱にたえておられましたが、いつになってもあかぬけぬけに困りはてて、ついに会社の帳簿を全部債権者会議の席に持ち込み、声を荒げて言いました。



【保科留次氏】

「皆さん、ここに会社の帳簿が全部あります。どうぞ徹底的にお調べ願いたい。真柄亡きあと保科の奴隷をたくらんでいるかわからぬなどと思われて残念です。皆さんにご迷惑をおかけして誠に申しわけありませんが、私の生まれは越後です。由来越後は馬鹿正直で通っています。したがって私は人様にご迷惑をかけてまで私欲のために小細工を弄することは絶対にいたしません。」と嘆息をきって退席されたそうです。

債権者は、先生のこの気迫に吞まれたのか一言の発言もなく、綿密に帳簿を調べましたが一銭の違ひもなかったそうです。

「あの時の俺の正直さと一徹さが幸いにも京都業界の人達の信用を得る一つの契機になったように思う。」と述べられておりました。このように先生は立派な経済人

であるとともに京都に於ける「文化財保護の権威者」でもありました。先生を中心として行なわれた文化財の再建、補修、新築など数ある中で、私がわかるものだけでも金閣寺再建、宇治平等院鳳凰堂修理、蓮華王院(三十三間堂)修理、京都北区の消防会館新築、宝生流宗家の能楽堂新築等です。

かつて、私が炎上した金閣寺再建の落慶式直後先生をお訪ねしたところ、先生は「俺は反対したが関係者の熱意に押されて、俺の名前が書かれた棟札が金閣寺の棟木に打たれてある。」と話され、また「俺がこんな歴史的な仕事を言いつかるのは、人様に比べて寄附集めが上手なせいらしい。」と言って笑っていられた。

先生は、いま一度達者のうちに生れ故郷の尾尾を訪ねてみたいとしばしば口にされておられました。私共も、郷土が生んだこの偉大な先輩が尾尾へおいでになる機会を心からお待ちしておりますが残念ながら輪廻の法則はさけることができず、昭和四十八年七月十八日九十一歳の長寿を全うされ、しかも多くの人に惜しまれながらついに不埒の客となってしまわれました。

(市文化財審議委員 佐藤 松太郎 記)



新潟県知事選挙結果 投票率は六七・七〇%

四月二十一日に行われた新潟県知事選挙は、午前七時市内三十三カ所の投票所で一斉に投票が始まり、交通事情等の関係で一部の投票所が投票所閉鎖時刻を午後四時、午後五時に繰り上げましたが、その他の投票所は午後六時まで投票が行われました。

Table with election results: 投票率は男六九・七〇%、女六五・八九%、平均六七・七〇%。候補者別得票数(届出順) 浦沢与三郎 一、七四〇票、松沢 俊昭 二、九六七票、君 健男 一〇、二四〇票。

自動車税 納期変更

自動車税は、いままでも毎年四月と十月の年二回で課税されていましたが、ことしから五月に一回で課税されることになりました。五月中旬までに納税通知書が届かれますので、期限内に納税してください。(長岡財務事務所)

みのりある老後を!

市内八ヶ所で老人講座

市公民館では、ことしから、市内八ヶ所に老人講座を開設します。これは、過去二年間、荷頃の二つの老人クラブから協力いただき、開設してきた講座を、市内各地で実施しようというものです。

おとしよりの皆さんが、第三の人生を生きるためのエネルギーを自からのうちにたくわえる機会として、講座を活用していただきたいと思います。

きるにふさわしい社会的能力を養い、生きがいを深め、心身の健康保持などに必要な知識や技術を身につける学習機会として、八つの公民館分館地域に老人講座を開設しようとする準備をすすめています。

講座は、地元の老人クラブの方々に協力をお願いして開設し、講師のお話を聞き、実習をしたり、現地視察や話し合い、映画などをまじえて、年間十回程度の学習で終了したい予定です。

学習の領域

- 経済生活に関する領域: 経済生活の設計、収入を得る(再就職)ための職業的知識・技術
■健康生活に関する領域: 健康生活に関する知識

明日を生きるエネルギーに

講座を活用ください

老人は、多年にわたって社会に貢献してきました。ですから、社会的に保護されるべきものとして形式化・行事務化した尊敬を受ける

健康の管理・増進、交通事故や公害など環境条件の変化に対処するための安全学習など。

社会生活に関する領域: 家庭や社会の変化、老人の地位や役割、社会活動への参加、孤立化の克服など。

文化生活に関する領域: 余暇を充実する趣味や娯楽、体育レクリエーションなどを通じた生きがいの創造など。

おとしよりが、歴史をもって築きあげた尊厳に値する人間として社会的に承認されるには、築きあげた歴史そのものによって評価されるのではなく、現在なにをなしているか、少なくとも何をしなければならぬかをきびしく自分自身に問い直し、一つ一つ実践してゆく者のみが正しく評価、承認されるといわれています。

おとしよりの皆さんが、みのある第三の人生を生きるためのエネルギーを自らのうちにたくわえる機会として、老人講座を活用していただきたいと思います。

老人講座を開設

そこで、公民館では本年度からおとしよりの皆さんが現代社会に生



【授業の始まる前にまずテキストを...】

市民サイクリング

ペダルをふんでどこまでも... 5月26日(日) 大河津分水 公民館・自転車店 参加料 300円

市民フォークダンス

初心者講習会 6月16日(日) 午後7時~9時 栃尾小会議室 主催 栃尾市フォークダンス協会 後援 栃尾市公民館